

～平成 30 年 8 月～

育児・介護休業手当金の 給付日額の上限変更

標準報酬の月額が育児休業手当金では 47 万円以上、介護休業手当金では 50 万円以上となる場合に適用となります。

給付名	給付割合	給付日額上限相当額
育児休業手当金	67 / 100 (休業期間 180 日まで)	13,695 円 (7 月まで 13,622 円)
	50 / 100 (休業期間 181 日以降)	10,220 円 (7 月まで 10,165 円)
介護休業手当金	67 / 100	15,075 円 (7 月まで 14,992 円)

上記記事に関する
お問い合わせは

保健課

☎ 028 - 615 - 7816